

平成17年8月2日

意見

岡 村 勲

骨子案56頁

(4) 交通事故加害者に対する犯罪被害者等の視点を取り入れた更生プログラムの整備等の記載は、削除すべきではないのか

理由

基本計画は、犯罪被害者等のための施策に関する基本計画である(8条)から、交通事件(交通事故と記載すべきではない)加害者等に対する更生プログラムを記載することは、適当でないのではないかと。記載内容は必要なことではあるが、基本計画にはなじまない。

交通事件以外の犯罪加害者に対する更生プログラムは、書かれていないのであるから、整合性も欠く。